

奈良県告示第三百三十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止の許可をした。

平成二十六年十二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

開設者の名称	取扱品目	市場の名称	市場の所在地	廃止予定年 月日
御所市中央青果協同組合 代表理事 辰己喜史	青果物及び その加工品	地方卸売市場 御所中央青果市場	御所市一〇三番地の三	平成二十六年十二月三十一日